

江東区社会福祉協議会福祉団体等活動助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、区民が自主的に地域福祉向上・充実を図ることを目的に結成した団体等の地域福祉活動に対し、その運営及び事業活動への助成を行うことにより、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(助成対象団体)

第2条 この助成金の交付対象は、次に掲げる条件すべてを満たす福祉団体等を交付対象とする。

- (1) 江東区社会福祉協議会の活動に理解があり、協力する団体であること。
- (2) 団体の所在地が区内にあり、区民の福祉向上を図ることを目的とした活動を行っていること。
- (3) 構成員10名以上からなる団体であり、会費を徴収し、会則、規約を有し、毎年予算・決算書を作成していること。
- (4) 地域福祉の向上に寄与する活動を、1年以上継続して行っていること。
- (5) 営利又は特定の政治・宗教活動に関する活動を目的としない団体であること。
- (6) ただし、社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が、特に必要と認める場合はこの限りではない。

(助成の種類)

第3条 助成対象団体としての条件を満たす福祉団体等に対し、その運営に必要な経費の一部を助成する。

(助成額)

第4条 助成は予算の範囲内で行い、助成額は別表で定める基準によるものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 この助成金の交付を受けようとする福祉団体等は、福祉団体等助成金交付申請書（第1号様式）に掲げる関係書類を添えて会長に申請しなければならない。

- (1) 会則、規約又はそれに準じるもの
- (2) 会員名簿
- (3) 事業計画書及び収入支出予算書
- (4) 前年度の事業報告書及び収入支出決算書
- (5) その他会長が必要と認める書類

(福祉団体等活動助成審査会)

第6条 福祉団体等活動助成事業の公平性を保持し、事業効果向上を図るため、福祉団体等活動助成審査会を設置する。

2 福祉団体等活動助成審査会に関する要綱は、別に定める。

(助成の決定)

第7条 会長は前条の申請があったときは、第6条に定める福祉団体等活動助成審査会の議を経て、助成の可否及び助成額を決定する。

(決定の通知)

第8条 助成を決定したときは、助成金交付決定通知書(第2号様式)を申請者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた申請者は、速やかに助成金の請求書を提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第9条 会長は交付決定を受けた団体等が、次の各号の一に該当したときは、交付決定を取消することができる。

(1) 助成金を目的外の他の用途に使用したとき。

(2) 虚偽の申請があったとき。

(助成金の返還)

第10条 前条の規定により、交付の決定を取消したときは、既に交付した助成金の全額又は一部の返還を命じることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定めるものとする。

付 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

